

# 令和7年度 パートタイム会計年度任用職員（事務補助員）候補者名簿登録のご案内

葛飾区役所では、パートタイム任用の事務補助員を募集しています。働く意欲のある方に事務補助員候補者として名簿に登録していただき、各職場の要望に応じて、名簿の中から選考のうえ任用させていただくものです。登録されたすべての方が任用されるものではありませんのでご了承ください。

※職務内容・勤務場所・勤務時間・任用期間は、各職場（配属先）によって異なります。

※週の勤務日数・1日の勤務時間などへのご要望にはお応えできない場合があります。

職務内容	・PC操作（Excelや専用システム等へのデータ入力、Word等を使用した文書作成、メール転送業務など） ・簡易的な電話応対・窓口業務 ・事務作業（書類整理、郵便業務等）など
勤務場所	葛飾区役所本庁舎、保健所・区民事務所等の区内出先機関
勤務時間	各職場（配属先）において定める時間（1日7時間45分以内、週30時間以内） ※時間外労働は原則ありません。
任用期間	各職場（配属先）において定める期間。最長で令和8年3月31日まで。 ※勤務成績等に基づく更新制度あり。
週休日・休日	（週休日）土曜日、日曜日、その他必要に応じてシフトによって定める日 （休日）祝日、12月29日～1月4までの日、その他葛飾区規則で定める日
報酬額	時給1,483円（地域手当相当分を含む）翌月15日払い その他、条件を満たす場合は交通費、期末手当を支給します。
社会保険	勤務条件に応じて、雇用保険、厚生年金、健康保険にご加入いただく場合があります。
休暇制度等	勤務条件に応じて、年次有給休暇、特別休暇（慶弔休暇等）を取得できる場合があります。
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員となり、地方公務員法の服務に関する各規程（職務専念義務や守秘義務など）が適用されるほか、懲戒事由に該当する場合には処分の対象となります。
登録資格	地方公務員法等で選考を受けることができないとされる者（別紙申込書参照）に該当しない方 ※資格の有無や年齢制限などはありません。
登録方法	葛飾区ホームページに掲載されている申込書をダウンロードしご記入ください。 下記問い合わせ先にご持参いただきます。その際、簡単な面接と職務内容などのご案内をさせていただきます。 ※面接の日時調整のため、ご来庁の前に一度お電話にてご連絡ください。

## 【問い合わせ先】

葛飾区役所 総務部人事課人事係（区役所2階 郵便局の上）

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

TEL：03-5654-8151 メール：031500@city.katsushika.lg.jp

（持参受付時間）平日 9：00～17：00